

岡垣町地下水の採取に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地下水資源の保全及び地盤沈下等の障害の防止のため、地下水資源の合理的な利用の確保及び生活環境の保全を図り、もって町民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 地下流水又は地下に停滞している水をいい、地下から人為的に地表に流出する水を含むものとする。
- (2) 井戸 動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を除く。）を採取するための施設をいう。ただし、一般家庭における飲料水その他生活用水に供するための井戸及び農業のかんがいの用に供するための井戸を除く。
- (3) 地下水採取者 地下水採取の目的をもって1日当たりの採取量が、最大10立方メートルを超える井戸を設置する、又は設置しようとする者をいう。

(井戸の設置等の届出)

第3条 地下水採取者は、岡垣町に井戸を設置しようとするときは、井戸設置届出書(様式第1号)により町長に届け出るものとする。

- 2 地下水採取者は、井戸の設置工事を完了したときは、井戸設置工事完了届(様式第2号)により、町長に届け出るものとする。
- 3 地下水採取者は、採取量を測定できる機器（水量測定器）を設置し、毎月の採取量を町長に報告するものとする。

(報告及び立入調査)

第4条 町長は、この要綱の施行に必要な限度において、地下水採取者に対し井戸の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員を井戸その他の施設に立ち入らせ、届出事項等について調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(指導又は助言)

第5条 町長は、第3条第1項の規定による届出があったとき、又は前条第1項の規定による報告若しくは立入調査の結果、必要と認めるときは、地下水採取者に対し、地下水の水源の保全及び地下水の採取に伴う障害の発生を防止するための指導又は助言を行うことができる。

(井戸の廃止の届出)

第6条 地下水採取者は、井戸を廃止したときは、速やかに町長にその旨を届けるものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 現に井戸を設置している地下水採取者は、この要綱の施行の日以後6月以内に第3条第1項に定める届出書を町長に提出するものとする。